○農林水産省告示第千九百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡球磨村大字一勝地丙字日当野一三〇三、一三〇三の五、一三〇三の六

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山江村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡山江村大字万江乙字向鶴六二一の一、六二一の二、六二一の一五、六二二の三・六二二の一六・六二三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県上益城郡山都町大見口字原山九七二の四、字鬼ケ城九九一の四

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡小国町大字黒渕字萩塚二七六三、二七六九の一の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字萩塚二七六三・二七六九の一の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県上益城郡山都町柚木字小谷六八七、七〇九、七一一、七二二、七四五、七四八、七四九、字脇ノ迫八八四、八八七から八八九まで、八九一、字小谷六八六・七一〇・七五〇から七五三まで・字脇ノ迫八五・八八六（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字小谷六八六・六八七・七〇九から七一一まで・七二二・七四五・七四九・七五〇・七五二・七五三・字脇ノ迫八八四から八八九まで・八九一（以上十八筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡高森町大字高森字大林四〇五一の三（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大林四〇五一の三（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び高森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　京都府福知山市大江町常津小字安田奥一一七の一八、一一七の二〇から一一七の三四まで、三六〇から三六三まで、三六四の一から三六四の三まで、三六四の乙、三六四の丙、小字京路八一から一一三まで、一一四の一、一一四の二、小字陣取一一五、一一六、二〇〇の一、二〇〇の二、二〇一から二〇七まで、二〇九から二一二まで、二一五から二一三まで、字川北小字三ツ石一の五、一の六（次の図に示す部分に限る。）、一の二六、五〇二の二、五〇三の一から五〇三の三まで、小字上村山一九二、一九二の四、小字上村四九一の二、小字条ケ谷四九一の一、四九一の三から四九一の七まで、四九二の一から四九二の三まで、小字高林寺二〇二の二、大江町北原小字河原三四六の二から三四六の四まで、小字古屋敷三四七の二、字田和小字イガミ一〇八、一一〇、一一〇の一、一一〇の二、小字小倉谷一一一、一一一の一から一一一の四まで、小字家ノ奥五〇四、五〇四の乙、五〇五から五〇七まで、五〇七の一、五〇八、五〇八の乙、五〇八の丙、五〇九、小字イノヲク五一〇、五一一、五一二の乙、五一二の丙、五一三、小字屋敷廻り五一六、小字家ノ